

旭医大達第7号
令和6年1月10日

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 国家公務員の給与改正に準拠するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(期末手当) 第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p>